令和６年度　江戸川区立南葛西小学校　人権教育　全体計画

人権に関する法令等
- 日本国憲法
- 教育基本法
- 学習指導要領
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- 東京都人権施策推進指針
- 東京都教育委員会の教育目標及び基本方針
- 人権教育の指導方法等の在り方について
- 児童の権利に関する条約
- 江戸川区子供の権利条例　等

学校の教育目標
○進んで学びくふうする子
○おもいやりのある子
○健康でたくましい子

目標策定の方針
○確かな学力の定着
○思いやりの心の育成
○表現力の育成
○社会性の育成

人権教育の目標
一人一人の児童に人権尊重の精神を培い、思いやりの心や社会生活の基本ルールを身につけ社会に貢献しようとする子供を育てる。

人権教育に関する指導の実態把握
- 生活指導夕会（週１回）
- いじめアンケート（学期１回）
- スクールカウンセラーとの面接
- ＱＵテスト（年１回）

目指す児童・生徒像
- 自分の考えをもつ子供
- 仲間を大切にする子供
- 持ち味を認め合う子供

人権教育を通じて育てたい資質・能力　（知識的側面、価値的･態度的側面、技能的側面）
人との関わりの中から自他を尊重する心をはぐくむ。

普遍的な視点からの取組と個別的な視点からの取組
○すべての子供の基礎学力充実を目指した取組
○一人一人の可能性と将来を拓くことを目指した取組
○互いにつながり合うことを大切にした取組

学年・学級経営
○一人一人の児童が自らの考えをもつことができるようにする。
○自他のよさに気づくことができるようにする。
○適切な方法で伝え合うことができるようにする。
○読み、書き、計算など学習の基礎となる力を身につけることができるようにする

日常的な指導
○一人一人の自尊感情をはぐくみ、自信をもって　自分の考えを述べたり、自信をもって行動したりすることができるような指導を工夫する。

教科等の指導
○各教科や道徳の内容と人権教育の課題を結びつけて意図的・計画的に指導する。
○総合的な学習の時間の各交流活動を、人権教育の視点で見直し、実施する

人権教育の年間指導計画作成のための方針
○系統性、継続性、発展性のある学習が展開できるようにする。
○主体的な学びを大切にする。
○人との関わりを通して学ぶ。
○体験などを重視した学習を推進する。

教職員の研修
- 人権が尊重された教育を推進するための研修
- 人権及び人権問題についての研修
- 組織的な取組についての研修

校種間の連携
- 近隣中学校との連携
- 通級指導学級との連携
- 特別支援学校との連携

家庭・地域との連携
- 家庭に対する人権や子育てにかかわる情報・学習機会の提供
- 地域社会の多様な人材の活用
- 地域諸団体とのネットワークづくり